

議案第1号

名古屋都市計画火葬場の変更について（弥富市決定）

名古屋都市計画火葬場に弥富市火葬場を下記の理由により追加する。

記

安定的かつ効率的に火葬を行うために必要不可欠な公共性の高い都市施設として、すべての市民が快適かつ安全で安心して利用できるよう、弥富市火葬場を定めるものである。

名古屋都市計画火葬場の変更計画書（案）

（弥富市火葬場）

（弥富市決定）

名古屋都市計画火葬場の変更（弥富市決定）

名古屋都市計画火葬場を次のように追加する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	火葬場名			
51	弥富市火葬場	弥富市鍋田町 八穂地内	約 7,100 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

安定的かつ効率的に火葬を行うために必要不可欠な公共性の高い都市施設として、すべての市民が快適かつ安全で安心して利用できるよう、弥富市火葬場を定めるものである。

名古屋都市計画総括図

名古屋都市計画火葬場
(弥富市火葬場)
総括図 1/25,000

市街化区域

当初	愛知県告示第 806号	昭和45年11月24日
変更	愛知県告示第 197号	昭和54年3月2日
変更	愛知県告示第 149号	昭和59年2月22日
変更	愛知県告示第 817号	平成3年9月4日
変更	愛知県告示第 295号	平成6年3月23日
変更	愛知県告示第 381号	平成9年4月18日
変更	愛知県告示第 401号	平成13年6月16日
変更	愛知県告示第 294号	平成19年4月6日
変更	愛知県告示第 748号	平成22年12月24日
変更	愛知県告示第 241号	平成30年4月3日

用途地域

当初	愛知県告示第 113号	昭和46年2月15日
変更	愛知県告示第 744号	昭和47年9月16日
変更	愛知県告示第 206号	昭和54年3月2日
変更	愛知県告示第 149号	昭和59年2月22日
変更	愛知県告示第 749号	平成元年8月11日
変更	愛知県告示第 818号	平成3年9月4日
変更	愛知県告示第 468号	平成8年5月31日
変更	愛知県告示第 387号	平成9年4月18日
変更	愛知県告示第 411号	平成13年6月16日
変更	愛知県告示第 010号	平成14年12月27日
変更	愛知県告示第 297号	平成19年4月6日
変更	愛知県告示第 754号	平成22年12月24日
変更	弥富市告示第 75号	平成30年4月3日

計画道路

当初	愛知県告示第 41号	昭和48年1月19日
変更	愛知県告示第 283号	昭和48年3月30日
変更	愛知県告示第 1099号	昭和57年11月5日
変更	愛知県告示第 126号	昭和62年2月20日
変更	愛知県告示第 141号	昭和63年2月22日
変更	愛知県告示第 786号	平成3年8月28日
変更	愛知県告示第 724号	平成6年9月10日
変更	愛知県告示第 667号	平成12年8月18日
変更	愛知県告示第 302号	平成19年4月6日
変更	愛知県告示第 767号	平成22年12月24日
変更	愛知県告示第 396号	平成25年7月30日

生産緑地

当初	弥富市告示第 172号	平成22年12月24日
変更	弥富市告示第 146号	平成23年12月27日
変更	弥富市告示第 132号	平成27年12月28日

地区計画等

当初	飛島村告示第 38号	平成26年9月24日
当初	弥富市告示第 76号	平成30年4月3日

用途地域による接合部の用途制限の概要

用途地域	接合部の用途制限
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
第一種住居地域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
第二種住居地域	第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
準住居地域	準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
近隣商業地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
商業地域	商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
準工業地域	準工業地域、工業地域、工業専用地域
工業地域	工業地域、工業専用地域
工業専用地域	工業専用地域

名古屋都市計画区域

弥富市・飛島村

凡例

名称	
	都市計画区域界
	都市計画道路
	立体交差及び橋梁
	市街化区域界
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	都市計画公園・緑地
	臨港地区
	市街化調整区域
	駅前広場
	都市施設ごみ処理場
	地区計画等

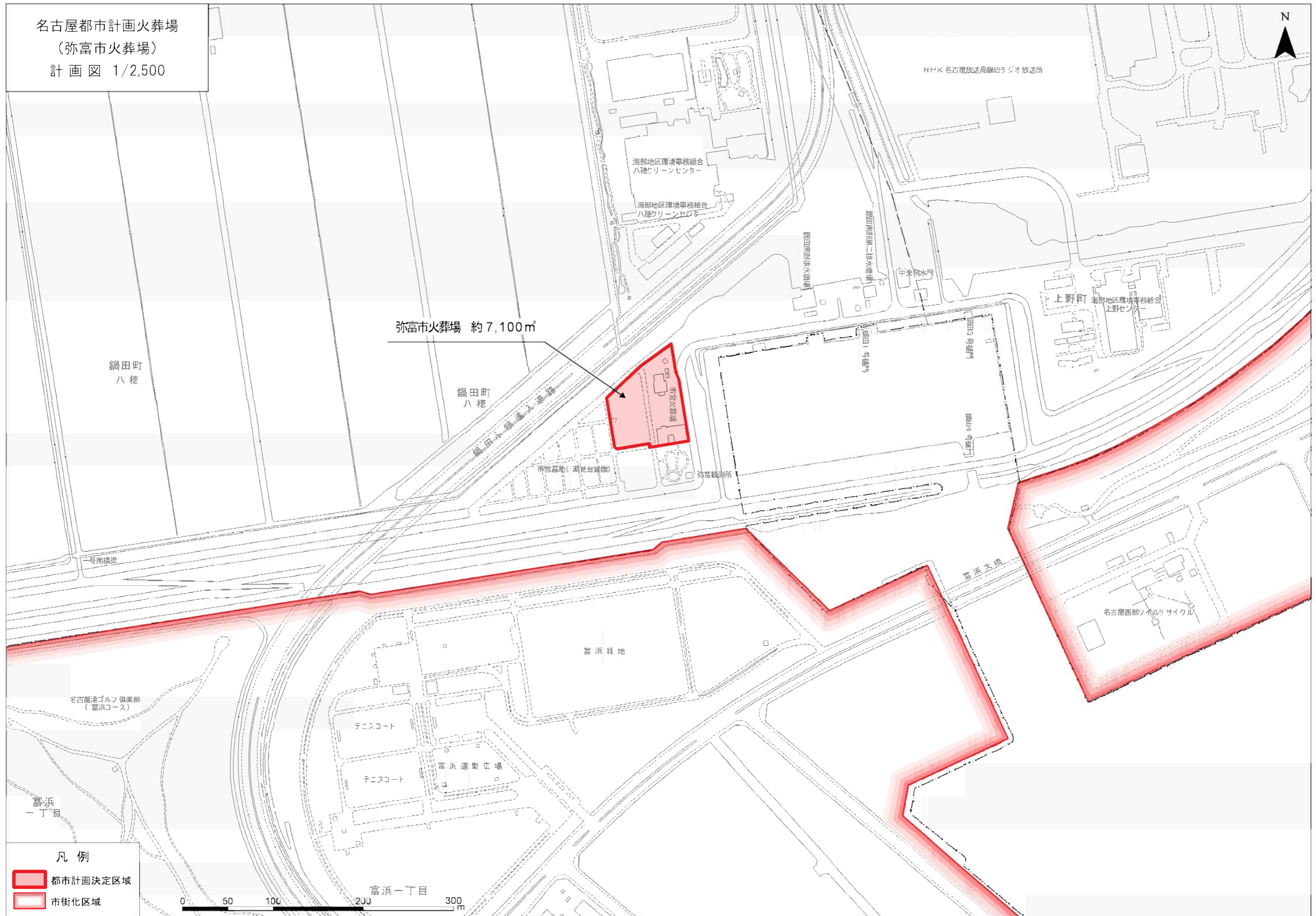
弥富市火葬場 約7,100㎡

1:25,000
0 1,000 2,000m

凡例
 都市計画決定区域

この図は、国土交通省の委託により、国土院が作成したものである。詳細は国土院のホームページを参照のこと。

名古屋都市計画火葬場
(弥富市火葬場)
計画図 1/2,500



弥富市火葬場 約 7,100m²

鍋田町
八穂

鍋田町
八穂

市営火葬場

富浜緑地

名古屋港ゴルフ倶楽部
(富浜コース)

テニスコート



テニスコート

富浜運動広場

富浜
一丁目

富浜一丁目

凡例

-  都市計画決定区域
-  市街化区域



理由書

(名古屋都市計画火葬場 弥富市火葬場)

1. 都市の将来における施設の位置づけ及び都市計画の必要性

火葬場は、安全・安心な市民生活を送る上で必要不可欠な都市施設です。

しかし、現火葬場は、昭和50年に竣工され、稼働から40年以上が経過しており、施設の老朽化が進行しています。第1次弥富市総合計画後期基本計画（平成26年3月）においても、「墓地及び火葬場については、ともに市営の施設がありますが、火葬場の老朽化への対応をはじめ、施設の適正な維持管理が求められている。」と位置付けられており老朽化への対応が必要となっています。

現火葬場は、火葬場の設備について、火葬炉の公害対策が不十分であることや冷却前室がない等の問題があるとともに、3つの火葬炉に対し1つの炉前ホールという構成上、プライバシーの確保が困難な状態であるといった課題があります。

こうした背景を踏まえ、今後、安定的かつ効率的に火葬を行うために必要不可欠な公共性の高い都市施設として、すべての市民が快適かつ安全で安心して利用できるよう都市計画決定するものです。

2. 位置の妥当性

本計画地は、現火葬場と隣接する潮見台霊園の余剰地の一部を含む区域であり、居住地等から一定の距離を隔てているため、住環境に与える影響を最小限に抑えることができる土地となっています。

なお、本計画地は公有地であることから新たな用地買収の必要はなく、また、現火葬場の所在地であるため、既存の施設の一部を有効活用することができるとともに、これまでのアクセス経路と変わらず、繁華街または住宅街を通らない、適切な経路をとることが可能です。

3. 区域（規模を含む）の妥当性

計画区域内には火葬場、待合棟、駐車場等を計画しています。火葬炉は将来の利用者を考慮して3基とし、故障に伴う修理等による火葬件数の変動にも対応できるよう1基の予備スペースを確保します。動物炉については、引き続き生活衛生環境の保全を図るため、これまでの利用状況を考慮し、現火葬場と同様に動物炉1基を確保します。告別室は告別・見送り・収骨を一体化し、2基ごとに1室を設けて会葬者の占有化することとタイムスケジュールに配慮することで、プライバシーの確保を図るとともに、要望の多いキッズコーナーや授乳室を待合室に

設ける等、会葬者に配慮した施設づくりを行うものとします。

駐車場については利用者数の想定を考慮して必要台数を駐車できる規模を確保します。ほかにも、霊柩車の受け入れに対応したロータリーや周辺環境に配慮した緑地を確保します。

以上のことを勘案した結果、計画地の規模を約7,100㎡としています。